

「日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件」の概要

1. 基準の特例制度の概要

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）では、国立公園の区域内に指定された特別地域、特別保護地区及び海域公園地区について、当該公園の風致又は景観を維持するため、一定の開発行為を規制するとともに（法第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項及び第 22 条第 3 項に基づき）、環境省令で定める基準に適合しないものについては、当該行為を許可してはならないこととしている（法第 20 条第 4 項、第 21 条第 4 項及び第 22 条第 4 項）。

その一方で、地域によって自然的、社会経済的条件は様々であり、許可基準となる自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「規則」という。）第 11 条第 1 項から第 36 項までに掲げる基準を一律に適用することは適当でない場合がある。

このような場合において、その自然的、社会経済的条件から判断して、規則第 11 条第 1 項から第 36 項までの基準の全部又は一部を適用することが適当でないとして、国立公園にあっては環境大臣が認めて指定した特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内の区域及び当該区域内において行われる行為については、環境大臣は、行為の許可基準の特例を定めることができることとしている（規則第 11 条第 37 項）。

2. 行為の許可基準の特例の一部改正の概要

様似町では、昭和中期よりかんらん岩採石業が営まれてきた。かんらん岩は製鉄や鑄造等に用いられ我が国の産業上重要な役割を担うが、良質なかんらん岩の大規模な産地は国内でも極めて限られている。また、その採石業は地域の基幹産業にもなっている。

様似町のかんらん岩採石地周辺は現在、国立公園の第 3 種特別地域に指定されているが、今般、国立公園の第 3 種特別地域に指定される見込みである。その際、国立公園の指定は解除され、国立公園における許可基準の特例も廃止されることとなるが、新たな国立公園においてかんらん岩の採石が許可されなくなることは国内産業や地域経済に支障を与えることになり、社会的に著しい問題が生ずると考えられる。そのため、特別地域内の区域のうち、主要な展望地から望見されにくい等、風致景観への著しい支障が及ばないと認められる区域の範囲においては、採掘事業終了後に跡地の整理が適切に行われることを前提として土石の採取を許容できるように措置するものである。

3. 行為の許可基準の特例を定める区域の範囲

北海道様似郡様似町字幌満の一部（範囲は別添図面のとおり）

4. 基準の特例の内容

3. で示した区域の範囲内で行われる規則第 11 条第 18 項に規定する行為については、同項第 3 号中「現在の地形を大幅に改変するものでないこと」とあるのは「露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること」と読み替えて、同項の規定を適用する。